

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	〇 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新 〇 漁業災害補償法の規定による同意の成立 〇 道路の区域変更 〇 道路の供用開始 〇 道路の占用を制限する区域の指定 〇 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧 〇 【告示】
		担当課（室）	健康推進課 水産課 道路整備課 〃 〃 経営支援課 〃
		目次	
		担当課（室）	

◎岡山県告示五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和七年二月十八日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称

所 在 地

更新年月日

マスクット薬局 高梁店

高梁市柿木町二〇―一

令和七年二月十二日

◎岡山県告示第五十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により、次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和七年二月十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

- 一 区域 牛窓町漁業協同組合の地区
- 二 区分 主として小型機船底びき網漁業を営む漁業

◎岡山県告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年二月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 湯原奥津線
- 三 道路の区域

区 域	新 旧 別	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
苦田郡鏡野町富東谷字柿ヶ市一四〇五番 一地从から 苦田郡鏡野町富東谷字柿ヶ市一四〇四番 一地先まで	新	一三・一 三一・六	五二・二
苦田郡鏡野町富東谷字柿ヶ市一四〇五番 一地从から 苦田郡鏡野町富東谷字柿ヶ市一四〇四番 一地先まで	旧	一一・五 三一・六	五二・二

◎岡山県告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和七年二月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始年月日
県道	湯原奥津線	苫田郡鏡野町富東谷字柿ヶ市一四〇五番一地从先から 苫田郡鏡野町富東谷字柿ヶ市一四〇四番一地从先まで	令和七年二月十八日

◎岡山県告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年二月十八日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 指定する道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	湯原奥津線	苫田郡鏡野町富東谷字柿ヶ市一四〇五番一地先から 苫田郡鏡野町富東谷字柿ヶ市一四〇四番一地先まで

二 占用の制限の対象とする物件

新たに地上に設ける電柱（四の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占用の制限の開始の期日

令和七年二月十八日

〔六六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年二月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 株式会社大町

所在地 瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社大町

住所 瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五

代表者の氏名 代表取締役 秋山 秀行

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

ア 名称 株式会社大町

住所 瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五ほか

代表者の氏名 代表取締役 秋山 秀行

イ 氏名 北谷 定義

住所 瀬戸内市長船町西須恵五九九番地の二

名称 株式会社ハートコープおかやま

住所 瀬戸内市牛窓町長浜三二〇八番地の一

代表者の氏名 長房 照勝

エ 名称 有限会社延原手延素麺製造所

住所 瀬戸内市長船町土師六六八番地の三

代表者の氏名 延原 茂

（変更後）

ア 名称 株式会社大町

住所 瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五ほか

代表者の氏名 代表取締役 秋山 秀行

イ 退店のため削除

ウ 退店のため削除

エ 退店のため削除

4 変更年月日

令和二年七月三十一日ほか

二 届出年月日

令和七年二月六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年二月十八日から同年六月十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔六七〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年二月十八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 日本一のだがし売り場

所在地 瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社大町

住所 瀬戸内市長船町東須恵一三七三番地の五

代表者の氏名 代表取締役 秋山 秀行

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

(変更前) 駐車場一 四十二台

駐車場二 百二十台

駐車場三 百九十九台

合計 三百六十一台

(変更後) 駐車場一 四台

駐車場二 百五十一台

駐車場三 百九十九台

駐車場四 四十七台

駐車場五 百二十五台

合計 五百二十六台

イ 駐輪場の位置

(変更前) 届出書添付図面三に記載のとおり

(変更後) 届出書添付図面四に記載のとおり

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 三箇所

(変更後) 八箇所

4 変更年月日

令和七年十月七日

二 届出年月日

令和七年二月六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年二月十八日から同年六月十八日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び瀬戸内市産業建設部産業振興課